

矢板市都市公園行為許可要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市公園法、矢板市都市公園条例（昭和44年矢板市条例第1号。以下「条例」という。）及び矢板市都市公園条例施行規則（昭和44年矢板市規則第3号。以下「規則」という。）に基づき、都市公園の使用許可等に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 民間事業者等が、イベントの開催や物品の販売等を行うことにより、利便性向上を図り、もって公園の賑わい創出と魅力ある公園づくりを目的とする。

(開催場所及び配置箇所)

第3条 この要綱において使用許可等の基準を定める公園は、条例第2条の公園とする。

2 各公園における開催場所や配置箇所は、使用の目的、使用面積その他の事情を考慮した上で市長が決定する。

(利用可能時間)

第4条 公園の利用可能時間は、原則として午前9時から午後6時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(事業内容)

第5条 使用を許可する事業は、第2条に規定する目的に寄与する事業とする。

(販売できる品目)

第6条 条例第3条第1項の許可を受けた者が販売することができ、販売できる物品については、第2条に規定する目的に寄与する商品とする。ただし、販売に当たっては、商品の販売、生産、製造等に関し、法令で必要とする許認可を得ていること。

(業としての写真又は映画の撮影)

第7条 条例第3条第1項第2号に規定する写真又は映画の撮影は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り許可することができる。

- (1) 撮影場所に公園管理上及び公園利用上の支障がないとき。
- (2) 公衆のプライバシーを侵害するおそれがないとき。

(興行)

第8条 条例第3条第1項第3号に規定する公園を興行で利用する場合、事前に掲示物等で公園利用者に興行の内容を周知すること。

(競技会、展示会、博覧会その他これらに類するもの)

第9条 条例第3条第1項第4号に規定する競技会、展示会、博覧会その他これらに類するものは、公園利用者の休憩、鑑賞、運動、知識の習得、レクリエーション等の用に供する催しであるときに許可することができる。

(火気の使用)

第10条 条例第3条第1項第5号に規定する火気の使用は、次の各号にいずれかに該当するときに許可することができる。

- (1) 競技会、花火大会等で花火を打ち上げるとき。
- (2) 販売する物品の調理、作成に使用するとき。
- (3) その他の行為に伴って行う火気の使用であって、公園の管理に支障がないと市長が認めたとき。

(申請者資格)

第11条 条例第3条第2項の申請者は、個人又は団体を問わず、資格を有するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者をいう。）
- (2) 破産者であって、復権していない者

- (3) 禁錮以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留され、又は起訴された者で、判決が確定していない及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者
- (4) 申請業種について、申請日から過去1年以内に法令等に違反する行為による許認可の取消し、営業停止その他の不利益処分を受けた者
- (5) 市税を滞納している者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者
- (7) 政治活動又は宗教活動を目的とする者
- (8) 公序良俗に反する行為を行うおそれがある者及び各種法令に違反している者
- (9) 公園の円滑な運営に支障を来す行為を行うおそれがある者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認める業種又は事業者

（申請方法）

第12条 条例第3条第2項の申請は、規則第2条第1項に規定する公園使用許可申請書の提出によるものとし、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業内容がわかるもの
- (2) 誓約書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

（注意事項）

第13条 条例第3条1項の公園使用において、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 事業による事故や苦情等のトラブルは、申請者が迅速に対応すること。また、対応内容については、市に報告すること。
- (2) 申請に虚偽があった場合や許可条件を守らない場合は、市は使用許可を取り消すことができる。
- (3) 事業により発生した施設の損害及び第三者への損害は、申請者が一切の賠償の責めを負うこと。
- (4) 公園内を車両走行する際は、ハザードランプを点灯させ、公園利用者の安全を確保すること。
- (5) 衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。また、食中毒等の防止のため、保健所による指導を行う場合は実施に協力すること。
- (6) 目的とは関係ない内容の旗、看板等の広告を掲示しないこと。
- (7) 園内の指定された場所以外に駐車しないこと。
- (8) 園内の電気及び水道の利用は許可しないので、申請者が用意すること。
- (9) 事業により発生した排水は、園内設備に流さず、持ち帰り適正に処分すること。
- (10) 火気を使用する場合は、消火器を準備する等の防火対策を行うこと。
- (11) この要綱に定めるもののほか、その他関係法令を遵守すること。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。